

第1章 環境基本計画の基本的な事項

1-1 環境基本計画策定の根拠・目的

浜松市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）の策定は、浜松市環境基本条例（以下「環境基本条例」という。）第9条「市長は環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画を策定する」に基づいています。

また環境基本条例の第3条には、今日の環境問題をふまえて環境の保全及び創造に関する環境施策の基本理念を定めています。環境基本計画は、こうした基本理念の実現に向けて、本市の環境行政を総合的かつ計画的に推進するために策定したものです。

浜松市環境基本条例（抜粋）

（平成10年9月30日浜松市条例第49号）

最終改正（平成17年6月1日浜松市条例第142号）

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が安全かつ健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない環境の恵沢を現在及び将来にわたって持続的に享受することができるように行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、多様で豊かな自然環境を有する本市の特性を活かし、自然と人との共生を旨として行わなければならない。

3 環境の保全及び創造は市、市民及び事業者がそれぞれの責務を自覚して、公平な役割分担の下に行わなければならない。

4 環境の保全及び創造は、日常的な生活や事業活動が地球環境の保全にも影響を及ぼすものとの共通認識の下に国際的な協力・協調の下に行わなければならない。

（環境基本計画）

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定する。

2 環境基本計画には、次の各号に掲げる事項を定める。

(1)環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2)前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、浜松市環境審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映するよう努めなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

1-2 環境基本計画策定の背景

平成5年に制定された環境基本法は、環境施策の新たな理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための施策の枠組みを示しています。

同法においては、地方公共団体の責務を「基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定しており、環境基本法や環境基本計画の枠組みや理念・目標を地域で実現するための環境計画の策定が求められています。

これらの動きの中で、本市においても、平成10年に環境の保全と創造についての基本的な理念を明らかにすることを目的として環境基本条例を制定し、同条例に基づき平成11年に環境基本計画を策定しました。

しかしながら、その後、国では、平成12年12月に第2次環境基本計画を、また平成18年4月に第3次環境基本計画を制定し、静岡県でも、平成14年4月に第2次環境基本計画を、平成18年3月には同計画の中間見直しを行いました。本市では、これら国や県の環境基本計画の改定とあわせて、新たな市の環境基本計画を策定する必要が生じていました。

さらに、前回の市の環境基本計画策定から、環境問題を取り巻く社会経済状況は大きく変化しています。環境に係わる科学的な知見・技術が飛躍的に向上している一方で、「循環型社会形成推進基本法(*)」をはじめとして、「フロン回収破壊法(*)」、「PRTR法(*)」、「外来生物法(*)」、「景観法(*)」、「環境保全活動・環境教育推進法(*)」などの環境問題に関わる様々な法律が制定され、併せて京都議定書に基づく温室効果ガス削減目標の達成が強く求められる状況を迎えました。

こうした中、本市は、平成17年7月の市町村合併により、市域が大きく拡大し、多様な自然環境、歴史風土、文化を持つ都市となり、続いて平成19年4月には、全国16番目の政令指定都市に移行しました。

このように、社会経済状況の変化及びこれに伴う関係法律・制度に的確に対応しつつ、政令指定都市に応じた環境施策を総合的に講じていくため、従来の環境基本計画を全面的に見直し、今回、本環境基本計画を策定しました。

